建築物等の解体等工事に係る事前調査(石綿含有調査)結果の都道府県知事への報告について (大気汚染防止法改正(令和4年4月1日施行))

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課

1

説明内容

- 1 石綿(アスベスト)とは
- 2 大気汚染防止法の改正概要
- 3 事前調査の概要
 - 事前調査の方法 発注者への説明
 - 事前調査の記録の作成・保存
 - •事前調査結果の掲示
 - 事前調査の都道府県知事等への報告
- 4 事前調査結果報告システムについて

石綿(アスベスト)とは

- ・<u>石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維</u>で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、 丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』、 『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート 材等)として、昭和30年頃から使用が一般化し、ビル、工場等から一般住宅まで、 様々な建築物に広く使用されてきた。
- ・石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



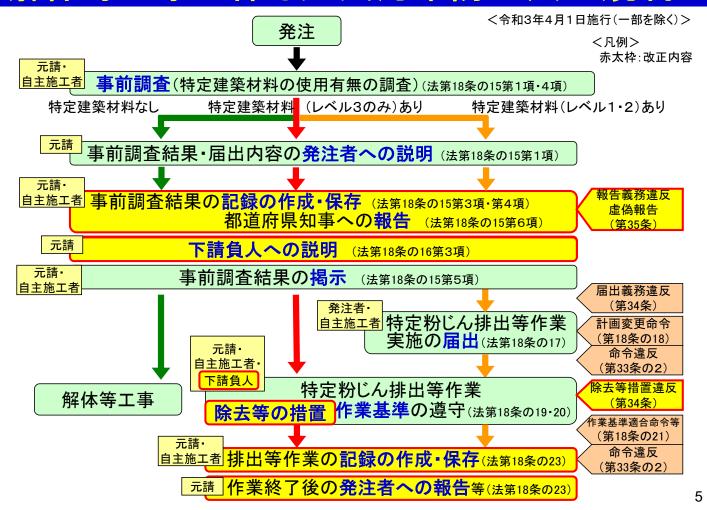
出典:せきめん読本(平成8年日本石綿協会)

※この3種類の他に、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

石綿(アスベスト)含有建材

レベルの分類	ドルの分類 レベル1 レベル2		レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材(成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
	・耐火建築物の柱等の 耐火被覆用の吹付け材・ボイラ室等の天井壁等 の吸音等の吹付け材	・配管等の保温材、建築物の柱等の耐火被覆材として張付け ・煙突用等の断熱材	・建築物の天井等に石 綿含有成形板を張付け ・屋根材として石綿ス レート
使用箇所の例	鉄骨耐火被覆材	配管エルボ部分の保温材	石綿含有スレート波板

解体等工事に係る大気汚染防止法の規制



事前調査の方法・発注者への説明

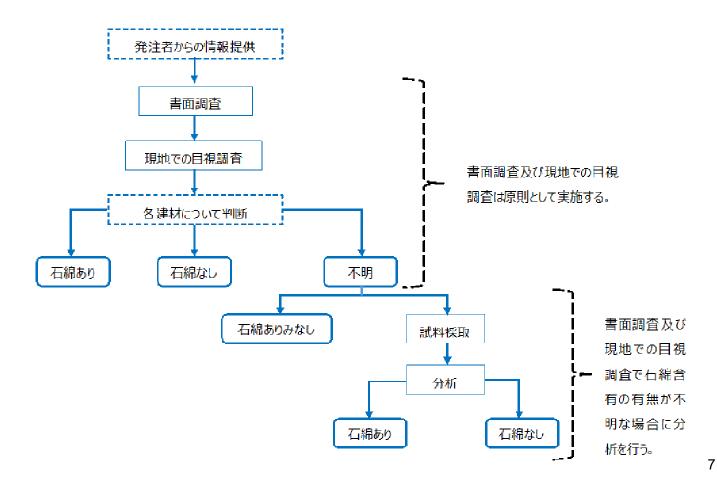
解体等工事に係る調査及び説明(法第18条の15第1項)

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、<u>設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法</u>による調査を行うとともに、<u>当該解体等工事の発注者に対し</u>、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した<u>書面を交付して説明しなければならない</u>。 ※レベル1・2建材に係る工事
- □ 事前調査の方法(新規則第16条の5)



- ※解体等工事が<u>平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等</u>を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが<u>設計図書等の書面により明らかである場合</u>は、特定建築材料の有無の <u>目視による調査は不要</u>とする。
- □ 事前調査を行う者※(一定の知見を有する者)(令和2年環境省告示第76号)
 - ・<u>建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者</u>(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅 等に限る)
 - 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

事前調査の流れ



事前調査の記録の作成・保存

事前調査に関する記録の作成及び保存(新法第18条の15第3項・第4項)

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、 当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、<u>事前</u> <u>調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存</u>しなければならない。



【元請業者】

- □ 事前調査の記録(新規則第16条の8)
 - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - ・解体等工事が終了した日から3年間保存
- □ 発注者への説明の書面の写し
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存

事前調査の記録の内容

大防法施行規則第16条の8

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

解体等工事の場所

解体等工事の名称及び概要

事前調査を終了した年月日

解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日(使用禁止が猶予されていたガスケット 等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む)

解体等工事に係る建築物等の概要

解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名(令和5年10月1日施行)

事前調査の方法

解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

9

事前調査の発注者への説明・記録・保存資料の例

③解体等工事の場所		(解体等工事の名称)				
④解体又は改造・補修着手年月日		年	月 日	延床面積	m	
⑤解体等工事の種類		解体 改造・	補修	階数	階強	
⑥建築物等の竣工年		昭和・平成 年				
⑦建築物等の概要		□建築物 (□耐火 □準耐火 □その他((□木造 □RC造 □S造 □その他(□その他工作物))	
	前調査を行った者及び当該	氏名			-	
者が登録規定に基づく講習を 受講した講習実施機関の名称 等		講習実施機関の名称 (一一般 一特定 一一戸建て等 一その他 ())				
9調	査を終了した年月日			年 月 日		
⑩調査の方法		□書面 □目視 □分析 □その他()				
⑪調査の結果	②特定建築材料の有無	□石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) □石綿無				
	③破壊しないと調査できな い場所であって、解体等 が始まる前に確認できな かった場所					
の事前調査	設置予定年月日	年 月 日				
	設置場所	別紙 のとおり				
⑤大気汚染防止法に係る作業の 実施の届出の要否		□要 □不要				

元請業者からこの書面の説明を受けました。
 御発注者氏名 (法人にあっては名称並れに説明を受けた者の職及び氏名)
 年 月 日

 発注者へこの書面の説明を行いました。
 の元請業者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)
 年 月 日

別紙1

特定粉じん排出(石線除去)等作業の概要

		大気汚染防止法施行規則別表第7
		1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱
		材等を除去する作業 (次項及び5の項を除く)
①特定	2粉じん排出等作業の種類	2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する
の行と初りの野田寺下来の重線		作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築
		材料を除去するもの)(5の項を除く)
		3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去す
		る作業 (5の項を除く)
		4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去す
		る作業(1から3の項、事項を除く)
		5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業
		6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含
		有断熱材等に係る作業
ONG	2粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日
E/TIA	がしん折山寺下来の夫虺の朔间	至 年 月 日
		1 吹付け石綿 (, m²)
O Marie	学粉じん排出等作業の対象となる建築物等	2 石綿を含有する保温材 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (m²
	B分における特定建築材料等の種類並びに	
	使用箇所及び使用面積	5 石綿を含有する仕上途材 (m²)
		6 石綿を含有する成形板等 (、 m²)
		詳細は別紙 のとおり
	制じん排出等作業の方法	除去 ・囲い込み ・封じ込め ・ その他 ()
	(粉じん排出等作業の方法が法第18条の19 に掲げる措置を当該各号に定める方法による。	
	- 掲げる措置を当該合写に足のる方法によ ・ものでないときは、その理由	
	2粉じん排出等作業の対象となる建築物等	Total Carlo
	置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定 工事の工程の概要		別紙 のとおり
8作業の掲示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び		NAME OF TAXABLE PARTY.
- make the	5場所	電話番号
	情負人が特定粉じん排出等作業を実施する ▶の当該下請負人の現場責任者の氏名及び	
場合の当該下請員人の現場責任者の氏名及び 連絡場所		電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。 個考 1 解体等工事が特定的じん排出等作業 (石錦排出等作業) に該当する場合に作成すること。 2 特定粉じん排出等作業(石錦排出等作業)の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業(石錦排出等作業)工程を明示した特定工事(特定排出等工事)の工程の帳要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること(作業工程を示す日程表、図面等)。

[※] 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

事前調査結果の掲示・現場への備え置き

事前調査結果の掲示等(新法第18条の15第5項)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、<u>事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き</u>、かつ、<u>事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。</u>
- □ 事前調査結果等の掲示(新規則第16条の9、第16条の10)
 - ·掲示の大きさ: <u>長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上</u>

(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)

- ・掲示内容:解体等工事の元請業者の名称、調査方法、調査終了年月日、調査結果など
- □ 作業方法等の掲示(作業基準)(新規則第16条の4第2号)
 - ·掲示の大きさ: 長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上

(A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)

- ・掲示内容:届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など
- □ 現場への備え置き:具体的な方法等は指定しない。

解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等へ備え置くことだけでなく、工事の施工者、都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であれば差し支えない。



11

事前調査結果の掲示内容

大防法第18条の15第5項、大防法施行規則第16条の10

事前調査結果

解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表 者の氏名

事前調査を終了した年月日

事前調査の方法

解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

事前調査結果等の掲示例

	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ						
本工事は、石線障害予防規則	第 4 条の 2 及び大気汚染防止法第 18 条の	16 第 0 項の規定による事的	諸調直結果の報告 ^{第10} 、労働安全衛生法第 88 条第 8 項(労働)				
安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の配出及び大気汚染防止法第19条の17第1項の規定による作業実施の配出を行っております。							
石組隆害予防規則第 3 冬第 8	石経障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防上決第18条の15第5項及び両決旅行規則第18条の4第二号の規定に比し、解体等の作業及び建築物の						
特定粉じん排出等作業について以	从下のとおり、お知らせします。						
事業場の名称: OCOO解体工事	許美所						
届出先及び 東京	TOO 労働基準監督署	令和 ○○年○○月○○日	1 発注者または自主施工者				
届出午月E	東京 都·道·府·県 OC市·区		氏名又は名称法人にあっては代表者の氏名)				
調 査 條			GO不動産(株) 代表取締役社長 OO OC				
图 # ** _ 看 * 板	表 示 日	今和〇〇年〇〇月〇〇日					
解体等二事期「		令和OC年OC月OO日 令和OC年OC月OO日	東京都〇〇区〇一〇				
出版を表現を紹介の提出とは素素のは	まます注の概要(調査関係)	₽₩₩₩₩	元請案者(工事の施工者かつ調査者)				
(調查方法) 書面調査、現地調査、分			氏名又は名称法人にあっては代表者の氏名)				
【講査箇所】建築物全体(1階~4階	Ð		OO建設株式会社 代表取締役社長 OO OO				
	多等を実施するために調査した質所を記載す	f-3。					
(例)1階機模室(改修等	汗事对象場所)						
	· 治學可信管有學(大學)/2·墨麗斯學(大學)/第2	生物にはいい	(1)Pf				
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. TJULIUSE/					
1階 機械室 吹付け石綿 クリン	<i>ያ</i> ፈጉ		現場責任者氏名「〇〇 〇〇				
1階 機械室 保温材(石綿含有)	とみなし)		連絡場所 TEL O3-×××-×××				
エレベーターシャフ・ 吹付け石船			<u>'</u>				
【石線含有ないJC融字は右下櫃の 1~4階 トイレ内FS 保温材象	その世の手項 を参照		〇〇 〇〇 を石線作業主任者に選託しています。				
	大井:フレキンブルボード(む) その他の建材((2)(3)	調査を行った者(分析等の実施者)				
		 	氏名又は名称及び往所				
石榴牌	云等作業(特定労じん排出等作業)の方法		事前調査・試料採取を実施した者				
石綿含有建材(特定建築材料) 〇処理方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込(め・ その他] 〇特定建築物石綿含有建材調査者				
(株) 機価・型式・設置数	・機幅:集じん・排気装置・型式:〇〇〇-9000・設置数:〇台		〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇				
l l			】 住所:東京都○○区○○ -○○ 分析亦実施 赤着				
	線集能力(mi/min) O O mi/min(1 時間またりの換気回数4回以上)		②くくとの環境分析センター				
気		氏名 00 00 登録番号 0000					
景じん初果(光)		住所:埼玉県〇〇市〇〇一〇〇					
(依 用 する突 村 スス びその種 類 ・過剰用象数:0000・画化用象数:0000			その他事項				
機能用シート(埋き、床O mm、その他O mm)・競者テーフ 専 その他の元論(特定がはない) (機)吹付け屋に実施を会得でる等により意見而を接続する報じ込む工作》)		調整組巣の数要に示す「右側含有ない」に記載されたの数字は、以 下の判断編集を含す					
その他の石線(特定粉じん)の 排出又は飛載の抑制方法	A IN THE PROPERTY OF THE PROPE		「中国の 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国				
	, 1997 1997 19 17 170 王 I=在ソCC I=& 766 円 9 VI	中本数の数字在2日					
	する要綱(令和OO)年の月OE 庙出)	1					

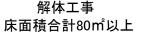
引用:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿漏えい防止対策徹底マニュアルp115~117

事前調査結果の都道府県知事等への報告 (令和4年4月1日施行)

事前調査結果の都道府県知事等への報告(新法第18条の15第6項)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該<u>調査の結果</u> <u>を都道府県知事に報告</u>しなければならない。
- □ 報告の対象(新規則第16条の11第1項)







建築物の改造・補修工事 請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造・補修工事 請負代金合計100万円以上 材料費・消費税を含む。) ※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第 77 号)

- •反応槽
- •加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- •焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- •変電設備

- •配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- •遮音壁
- •軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の 壁及び天井板

事前調査結果報告の内容

大防法施行規則(第16条の11第2項)

解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名

事前調査を終了した年月日

設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機 関等の名称

解体等工事の場所

解体等工事の名称及び概要

解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日

特定粉じん排出等作業の開始時期

建築材料を設置した年月日

解体等工事に係る建築物等の概要

分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

解体等工事の実施の期間

建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計

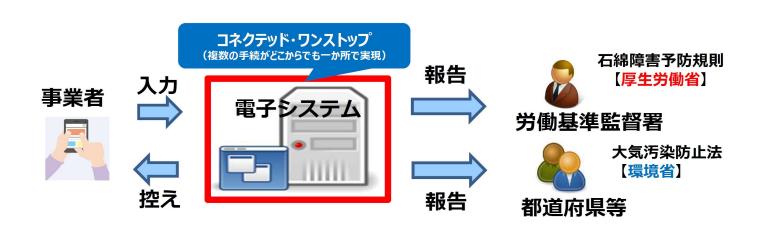
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額

解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要

事前調査結果の報告の方法

- □ 報告の方法(新規則第16条の11第4項)
 - · 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と環境省が連携し、事前調査結果の報告に係る<u>電子システムを新たに</u> 整備
 - ・<u>原則として電子による報告</u>*とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、 利便性に配慮
 - * やむを得ない場合は、書面による報告



・事業者はシステムを利用するためのID管理について、石綿事前調査結果報告システムを利用 する事業者にGビズIDを取得し、それをログインIDとして活用する

1. GビズIDとは

GビズIDは、経済産業省が運営する複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム。

事業者向けのアカウントは「gBizIDエントリー」「gBizIDブライム」があり、「エントリー」は審査なしで即時に発行され、「ブライム」は印鑑(登録)証明書の提出、審査 を経て発行される。また「gBizIDブライム」は「gBizIDメンバー(子ID)」の発行が可能。石綿事前調査結果報告システムは「エントリー」「ブライム」「メンバー」のすべ てのIDで利用可能であるが、支店や営業所別の権限管理、一括申請機能を利用する事業者には、「ブライム」の取得を推奨。

2. 登録手順



GビズIDについて URL: http://gbiz-id.gp.jp

建築物等の解体・改修工事の

事業者のみなさまへ

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります! 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

1

報告はパソコン・ スマートフォンで 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから 電子申請で行っていただきます。 [石綿専前調査結果報告システム] https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/ book

事前の準備が 3 必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」 を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、<u>労働基準監督</u> 電子申請を おこなう <u>署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で</u>行うことができます。

下書き テンプレート 保存 をつくろ 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元 をつくる 方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。

「プライムアカウント (GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複 数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

申請情報の

まとめて 申請する

> システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成 することができます。

事前に準備いただきたいこと

▮ パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末 パソコン スマートフォン Windows / Linux iOS(iPadOS) / Android OS os Google Chrome / Safari Internet Explorer など ブラウザ

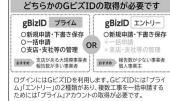
電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまた はスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラ ケー)はご利用いただけません.

大気汚染防止法に 関するお問い合わせ

石綿障害予防規則に 関するお問い合わせ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

環境省·都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

■GビズIDの取得



gBizID https://gbiz-id.go.jp/



石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れ ていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加 をお願いします。

石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方 参加者 無料 **石線車前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及び GビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。 費田 2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで テスト期間 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/ URL

石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載 操作マニュアル



🔷 環境省

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post 87.html



ユーザーテストQ&A

② 参加に必要なものは?

A GビズIDを事前に 取得いただく必要があります

ユーザーテストに参加するためには、本 運用時と同様にGビズIDが必要となり ます。今回取得したGビズIDが必要となり ます。今回取得したGビズIDは、本運用 時にそのまま利用することができます ので、早めに取得されることをお勧め

データはどうなるの?

A 申請データは消去されますが アカウントの設定は残ります ユーザーテストにおいて入力・申請され た申請データは、ユーザーテスト終了後 にすべて消去されます。ただし、ユーザー アカウント(10・パスワード・グループ 機能)に関する設定は、本運用にそのま ま引き継がれます。

どの機能が使えるの?

(A) すべての機能が使えます

ユーザーテストは、本連用時と全く同 <u>じ環境で実施します</u>ので、申請機能 以外にもすべての機能を利用いただ き、操作を試していただくことが可能 です。

A 申請データは 架空のものでも構いません 実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後 ありませんが、ユーザーテ にデータは消去されます。 テスト終了後

② 実際のデータを使うの?

動作不良がありました。どうすればよいですか?

はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施 してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプ

デスクに関い合わせをお願いします。 問い合わせが広に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせに ついて回答することをお沙東するものではなく、よくあるご類問については、操作マ ニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があり聞こういでは、



御静聴ありがとうございました。

GビズIDについて

URL : http://gbiz-id.gp.jp

環境省ホームページ:「(石綿)事前調査結果の報告について」

URL : http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課ホームページ「アスベスト(石綿)」

URL: http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/taiki/asbestos/asbestos.html